

障害福祉サービスと介護保険の関係

65歳以上で介護や支援を必要とする方は、介護保険制度による医療や福祉のサービスの対象となります。介護保険制度と障害福祉サービスの両方が対象となる場合は、原則として介護保険制度が優先されます。例えば、障害福祉サービスを受けている方が65歳になった場合、基本的には介護保険サービスに移行することになっています。

また、40歳から64歳で医療保険に加入している方で、介護保険施行令第二条が定める「特定疾病」により介護や支援が必要となった場合も、介護保険のサービス対象となります。

介護保険の対象者でも 障害福祉サービスを利用できる場合

介護保険制度と障害福祉サービスの両方が対象となる方が、介護保険制度にはなく、障害福祉サービスには存在するサービスを必要としている場合は、障害福祉サービスを利用できます。

障害福祉サービス特有のサービスは次のとおりです。
【行動援護・同行援護・自立訓練(生活訓練)・就労移行支援、就労継続支援など】

介護保険制度に相当する障害福祉サービスは次のとおりです。
【居宅介護、重度訪問介護、短期入所、生活介護、自立訓練(機能訓練)】

介護保険サービスで必要な支援を受けることが可能な場合は、基本的に障害福祉サービスを受けることはできません。しかし、心身の状況やサービス利用を必要とする理由は多様であり、実際の運用では必ず介護保険制度が優先されるわけではなく、利用者の状況を考慮して判断され、障害福祉サービスを利用することもあります。例えば、介護保険制度によるサービス事業所が自宅の近くにない場合や、慣れ親しんでいた障害福祉サービスの事業所から介護保険サービスの事業所へ移ることが、利用者にとって大きな心理的負担になると予想される場合です。

広報美郷1月号より5回にわたり障害福祉サービスの制度を紹介しましたが、どのサービスを使えばいいのかわからない場合や申請方法について詳しく知りたい場合は、町の障害福祉窓口への相談や相談支援事業所を利用することが出来ますのでお気軽にお問い合わせください。



問●町福祉保健課 福祉班 ☎0187(84)4907

お詫びと訂正

広報美郷令和4年4月号19ページに掲載した「早朝総合健診日程表」に誤りがありました。深くお詫び申し上げますとともに、右記のとおり訂正いたします。

六郷地区 5月19日(木)の会場
(誤)美郷町中央体育館
(正)六郷東根コミュニティセンター

地域生活支援拠点等事業ってどんなことをしているの？

地 域生活支援拠点等事業とは、障がい児者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、地域生活を支援するための機能(相談支援、緊急時支援、体験の機会・場の提供、専門の人材育成の確保・養成、地域支援の体制づくり)を整備し、障がい児者の生活を地域全体で支えるサービス提供体制を構築したものです。

町では、サービスを提供する事業所と連携しながら、障がいのある方の生活を地域全体で支える体制(面的整備型)として平成31年4月に整備しています。

【相談支援】障がい者福祉にかかわることで困ったことがあればいつでも相談ができます。相談支援事業所や町福祉保健課で対応します。

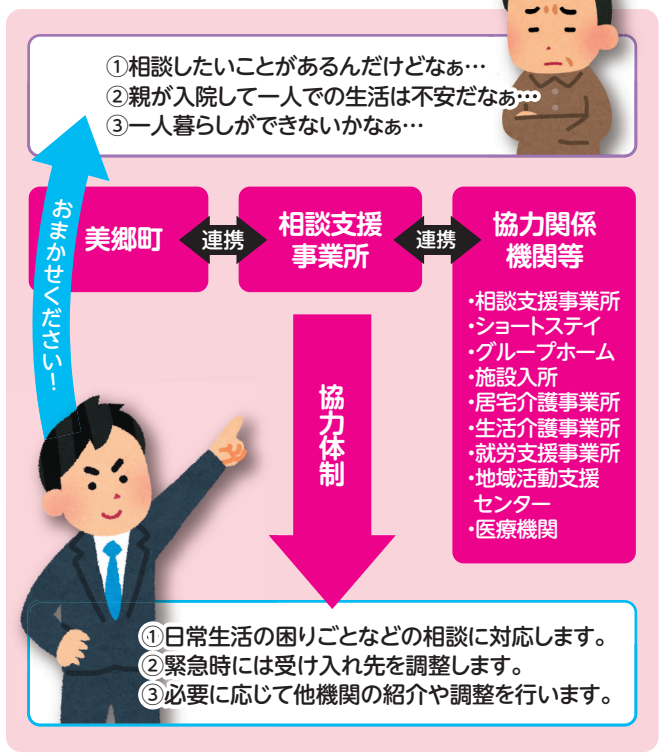
【緊急時支援】介護者が急病・死亡・ケガをした場合や障がい児者が被災した場合、虐待等の緊急事態が発生し支援が必要となる場合に障がい児者の安全な受け入れ先の確保を行います。

※事前に相談し、手続きを済ませておくことで緊急時に備えることができます。お早めに相談支援事業所などへご相談ください。

【体験の機会・場の提供】グループホームの利用や一人暮らし体験の機会などの提供について相談できます。

【専門の人材育成の確保・養成】どのような障がいをお持ちの方でも、お住まいの地域で安心した支援が受けられるよう、支援者の専門性の確保・養成を行います。

【地域支援の体制づくり】左記の役割など、地域で切れ目のない支援が円滑に推進されるように調整します。「相談支援事業所 あいなび」はコーディネーターとして、地域支援体制の整備を推進しています。



障がいのある方やご家族の方へ —悩みを抱え込んでいませんか— 「相談支援事業所」へお気軽にご相談ください

町 では、障がいのある方の支援に関する専門知識を有する「相談支援事業所」に、悩みごとの相談を受け付ける業務を委託しています。「相談支援事業所」では、相談支援専門員や精神保健福祉士が障がいのある方やご家族などからの相談に応じ、必要な指導や助言を行って

ます。相談は無料ですのでお気軽にご利用ください。なお、新型コロナウイルス感染症対策として面会による相談が受けられない場合もありますので、相談を希望される方は、あらかじめ電話にてご連絡くださいますようお願いいたします。

相談先	相談支援事業所 あいなび	地域生活支援センター のぞみ	相談支援事業所 かくまがわ
対象者	身体・知的障がいのある方や そのご家族など	精神に障がいのある方や そのご家族など	知的障がいのある方や そのご家族など
相談日	月～金曜日、第1・3土曜日	月～金曜日	月～金曜日
相談時間	月～金曜日：午前9時～午後4時 第1・3土曜日：午前9時～午後3時	午前9時～午後4時 ※相談は予約制です。事前に 電話で予約してください。	午前8時30分～午後5時30分
住所	美郷町六郷字馬場95-5 拠点センターあいなび内	横手市平和町3-30 よねやMGビル1階 102・103号室	大仙市角間川町字八幡前286-2 地域サポートセンター川首内
電話番号	0187(84)1208	0182(35)5781	0187(65)2003

問●美郷町総合支援協議会事務局(町福祉保健課内) ☎0187(84)4907